

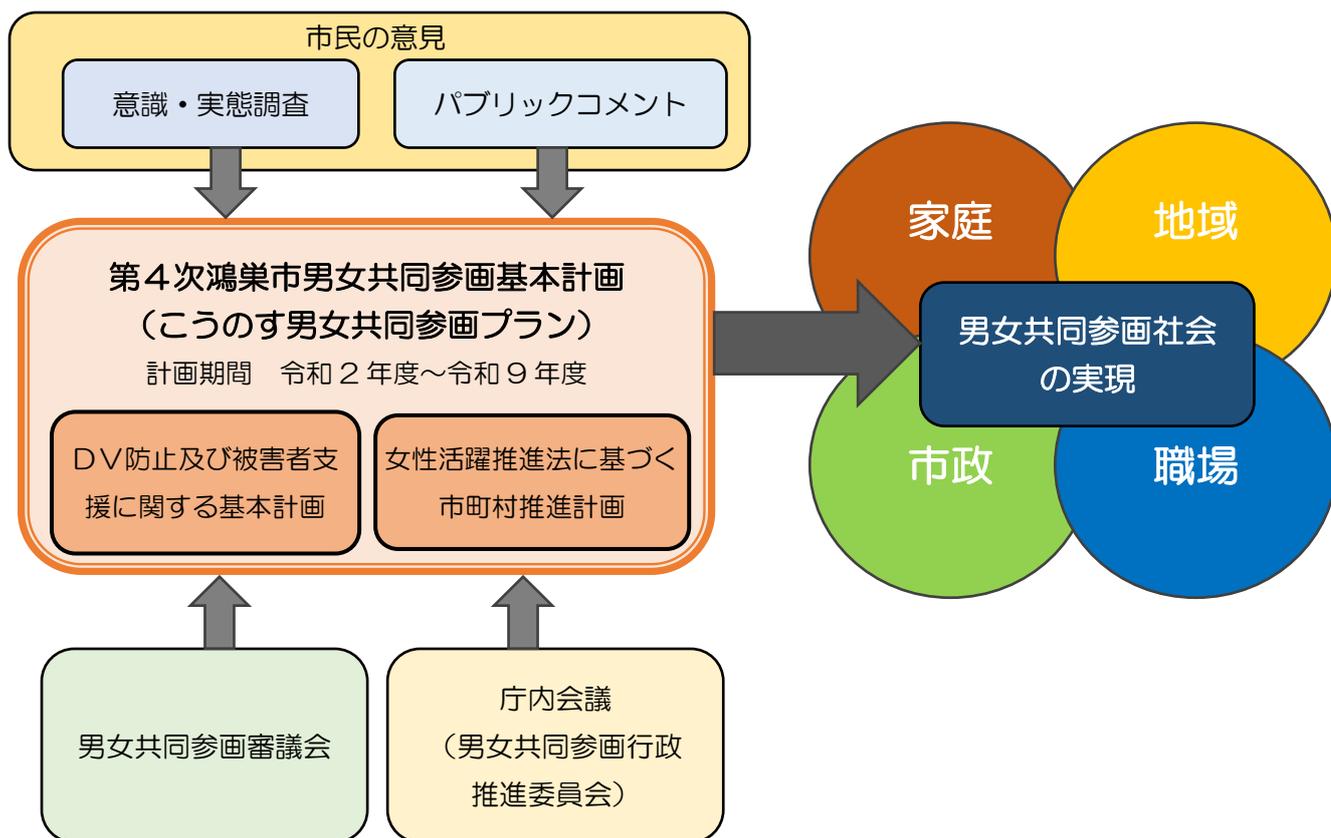
第4次鴻巣市男女共同参画基本計画 概要版 このす男女共同参画プラン

令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

計画策定の趣旨・位置づけ

本市では、男女が互いに尊重しつつ、一人ひとりが性別にかかわることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成24(2012)年3月に第3次男女行動計画を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。第3次男女行動計画期間の終了にあたり、これまでの成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するために計画を見直しました。本計画は、新たに第4次男女共同参画基本計画「このす男女共同参画プラン」として、以下の位置づけに基づき総合的・体系的に策定したものです。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「鴻巣市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに「第6次鴻巣市総合振興計画」や関連する市の諸計画との整合性を図っています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV^{*1}防止法）」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている市町村推進計画の内容を含んでいます。
- 鴻巣市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、令和元年度に本市で実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」やパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。
- 市・市民・事業者等と協働して取り組み、市政・家庭・職場・地域等における男女共同参画社会の実現をめざすものです。



計画の基本理念と施策体系（基本目標・基本課題）

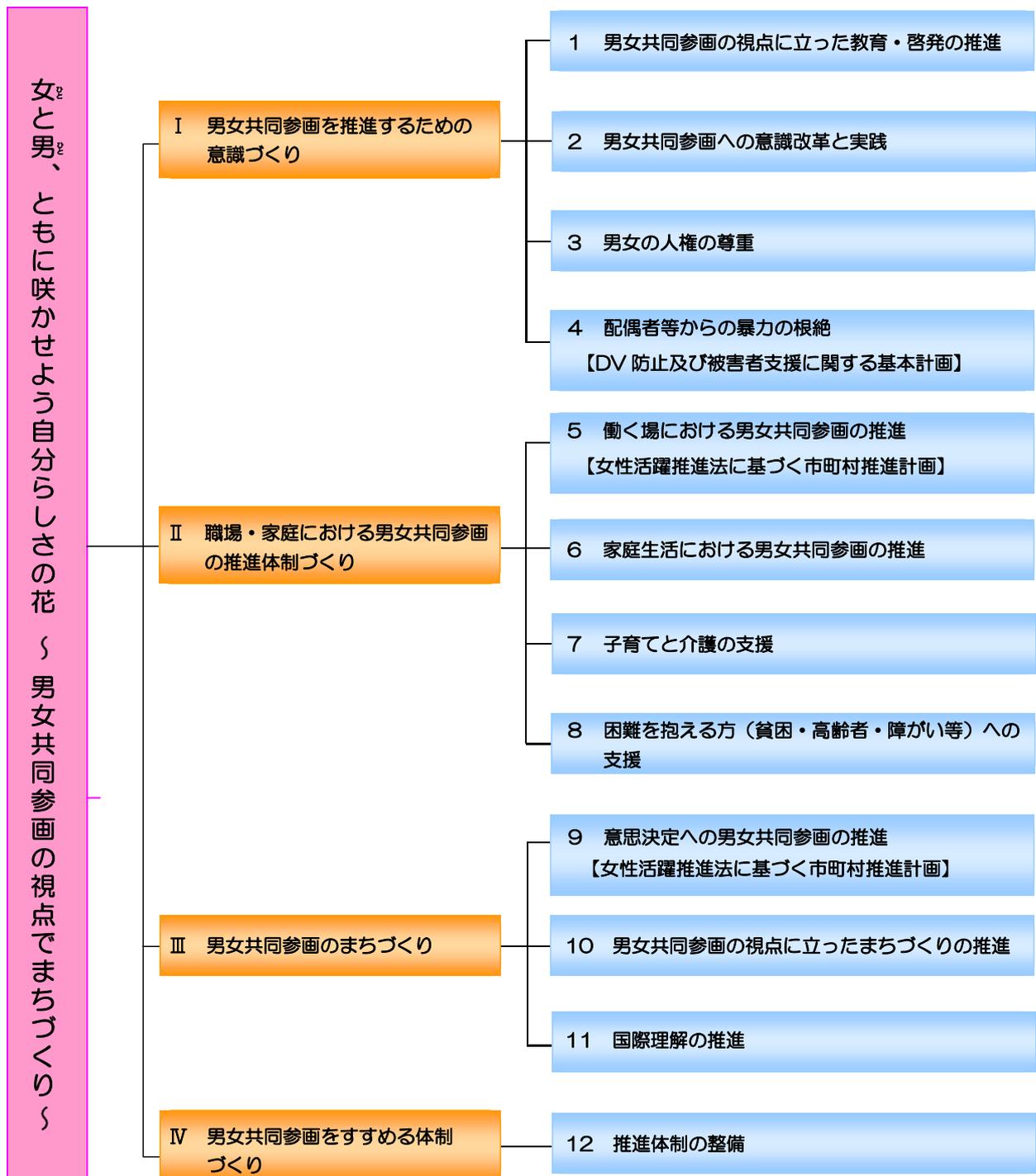
ひと ひと
女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花
男女共同参画の視点でまちづくり

施策の体系図

基本理念

基本目標

基本課題



基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり

社会通念や慣習による「男らしさ」「女らしさ」から解放され、男女双方の意見が平等に反映される社会をめざすため、情報提供や啓発活動を実施し、性別による固定的な役割分担意識を解消することが男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

また、重大な人権侵害として社会的な問題であるドメスティック・バイオレンス（DV）については、DV防止法が令和元年に改正されたことから、庁内外の関係機関との連携をさらに深め、相談・自立支援体制の充実を図り、被害者支援や意識啓発活動を継続的に行い「暴力を許さない社会づくり」を推進します。

基本課題1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進

主要
施策

- ① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進
- ② 学校における男女平等の教育・啓発の推進
- ③ 地域における男女共同参画学習の促進

基本課題2 男女共同参画への意識改革と実践

主要
施策

- ① ジェンダー※2にとらわれない意識の啓発
- ② 男女共同参画を阻害する制度の見直し
- ③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

基本課題3 男女の人権の尊重

主要
施策

- ① メディアにおける女性の人権の尊重
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）※3の普及と啓発
- ③ セクシュアル・ハラスメント※4やパワー・ハラスメント※5の防止対策の推進
- ④ LGBT※6を含む性の多様性の尊重

基本課題4 配偶者等からの暴力の根絶

【DV防止及び被害者支援に関する基本計画】

主要
施策

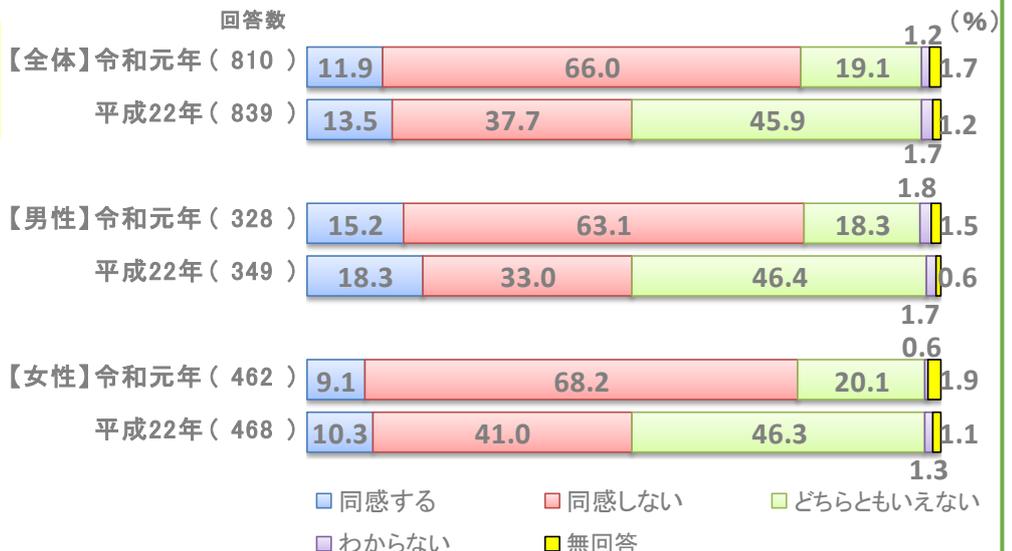
- ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- ② 若年者に対する予防啓発
- ③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しますか。

<意識・実態調査(令和元年)>

前回調査(平成22年)と比較すると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」とする割合が約30ポイント上がっています。

固定的な性別役割分担意識をさらに軽減するために、本計画でも基本目標Ⅰの数値目標として「同感しない」割合を掲げており、目標値を前計画の50%から引き上げて80%に設定しています。



基本目標Ⅱ 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり

すべての市民が、自分らしく生きるために、互いの人格や生き方を尊重しあい、性別による差別を受けることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、ともに責任を担い、いきいきと活動できるよう、職場や家庭における男女共同参画の推進体制づくりに取り組みます。

また、困難を抱える家庭への支援は喫緊の課題となっていることから、ひとり親家庭の生活支援や高齢者・障がい者への支援など取組を強化していきます。

基本課題5 働く場における男女共同参画の推進

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】（職場編）

主要施策

- ① 均等な雇用環境の整備
- ② ワーク・ライフ・バランス*7の推進
- ③ 自営業における経営への男女共同参画の促進
- ④ 女性の就労のための支援

基本課題6 家庭生活における男女共同参画の推進

主要施策

- ① 男女が共に参画する家庭づくり
- ② 男性の家事・育児・介護の支援

基本課題7 子育てと介護の支援

主要施策

- ① 母子健康事業の推進
- ② 社会全体で支援する子育ての推進
- ③ 介護の支援

基本課題8 困難を抱える方(貧困・高齢者・障がい等)への支援

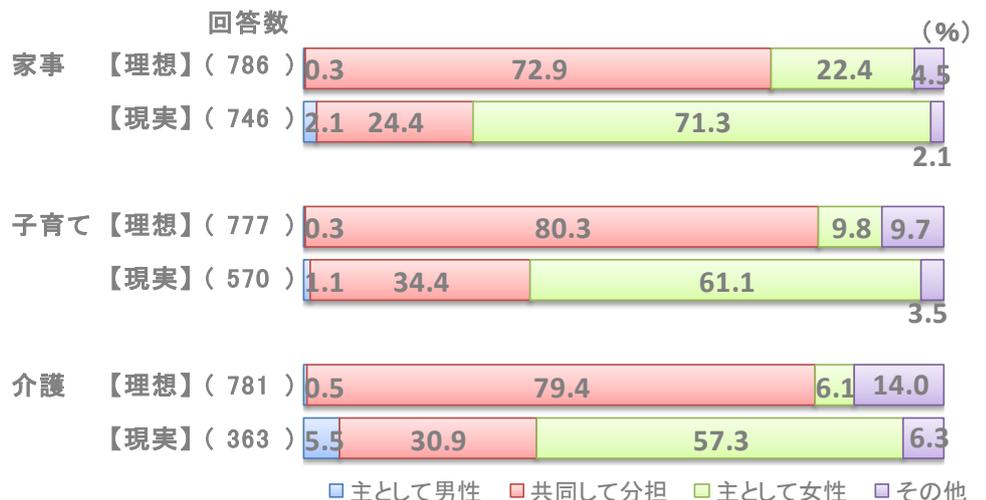
主要施策

- ① 高齢者への支援
- ② 障がい者への支援
- ③ ひとり親家庭の支援

（ご家庭において）以下のことを主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか【理想】。また、実際にどちらが担当されていますか【現実】。

<意識・実態調査(令和元年)>

家事、子育て、介護について、「共同して分担」の割合を【理想】と【現実】で比較すると、45ポイント以上のギャップがみられます。このギャップを縮小するためすべて35ポイント以下になるよう、基本目標Ⅱの数値目標に設定しています。



基本目標Ⅳ 男女共同参画をすすめる体制づくり

この計画の基本理念である「女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花～男女共同参画の視点でまちづくり～」を実現するためには、国、埼玉県等の行政機関と連携しながら、上記の基本目標に掲げた、広範で多岐にわたる政策、施策の推進体制の整備に加えて、市民への理解を深める啓発活動や市民自らが実践する体制づくりが重要です。

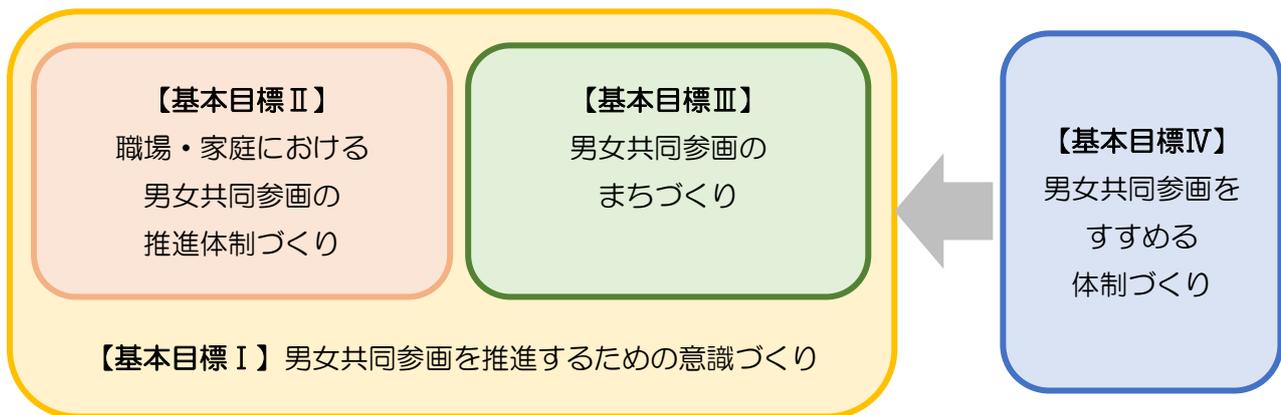
また、行政機関ばかりではなく、市民、事業者、民間団体等も、男女共同参画社会づくりへの自主的な取組をすすめていくことが望まれます。このため、市民、事業者、民間団体等との協働をすすめ、本計画の着実な推進を図ります。

基本課題 12 推進体制の整備

主要 施策

- ① 総合的な推進体制の整備
- ② 市民・事業者・民間団体との連携
- ③ 計画の進行管理体制の整備

- 男女共同参画の「意識づくり」（基本目標Ⅰ）が、「職場」・「家庭」（基本目標Ⅱ）とまち（「地域」・「市政」）（基本目標Ⅲ）の土台となり、かつ包括しているというイメージです。
- 基本目標Ⅳは、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを推進するための体制づくりとしての位置づけです。



※¹DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれる。

※²ジェンダー（gender）とは、生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別（男らしさ、女らしさなど）。

※³リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）とは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な健康状態及びそれを楽しむ権利、自己決定できる基本的人権。

※⁴セクシュアル・ハラスメントとは、望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により就業環境が妨げられること。

※⁵パワー・ハラスメントとは、職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけること。

※⁶LGBTとは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）。

※⁷ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとること。

※⁸ポジティブ・アクションとは、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきであるという考え方。

※⁹デートDVとは、結婚前の恋人間の暴力のこと。特に若い世代への啓発が必要とされている。

重点プロジェクト

■教育・啓発プロジェクト

本市が積極的に男女共同参画に取り組むことを宣言するとともに、子どもの時からの教育・意識啓発を推進し、男女共同参画の確立に取り組みます。

- ★家庭における男女共同参画意識づくりの啓発
- ★男女共同参画意識を育む教育環境づくり
- ★多様な生き方を可能にする進路指導及びキャリア教育の充実
- ★LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発

■暴力防止プロジェクト

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その防止と被害者支援のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していくうえでの重要な課題となります。

特に、DV被害者の多くは女性であり、本市の女性相談事業においても、DVを含むさまざまな相談が寄せられていることから、早期に対応・解決することができるよう相談体制や支援体制の充実に取り組みます。

- ★暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ★DV防止に関する啓発・研修の充実
- ★デートDV^{*9}防止に向けた啓発活動の推進

■活動支援プロジェクト

市政や地域活動の方針決定過程への男女共同参画を推進するとともに、女性の活動支援等、いきいきと活動するための各種支援に取り組みます。

- ★審議会等への目標女性登用率
- ★「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」の充実
- ★市民の自主的な取組の支援
- ★女性リーダーの育成
- ★自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発
- ★女性の視点に立った防災計画・防災体制づくり地域防災計画や各種対応マニュアル等の整備
- ★災害復興時における男女共同参画の促進
- ★避難所等における女性スタッフの増員
- ★市民への本プランの周知

数値目標・指標一覧

基本目標	基本課題	目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値 ・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
【Ⅰ】	1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進	「男女共同参画が実現されていると思う」とする女性の割合	44.9%	50%以上	「まちづくり市民アンケート」による
	2 男女共同参画への意識変革と実践	「男は仕事、女は家庭」について「同感しない」とする人の割合	66.0%	80%以上	「意識・実態調査」による
	3 男女の人権の尊重	「リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康/権利の理念)の認知度	12.6%	50%以上	「意識・実態調査」による
		性的マイノリティ(LGBT等)の認知度	79.0%	85%以上	「意識・実態調査」による
4 配偶者等からの暴力の根絶	配偶者からの暴力を受けた経験が「全くない」とする人の割合	身体的行為 85.3%	全て 90% 以上	「意識・実態調査」による	
		暴言、精神的嫌がらせ、脅迫等 86.5%			
		性的な行為の強要 90.1%			
		経済的な圧迫 90.9%			
【Ⅱ】	5 働く場における男女共同参画の推進	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の認知度	48.6%	60%以上	「意識・実態調査」による
	6 家庭生活における男女共同参画の推進	家事の共同分担について理想と現実のギャップ	48.5 ポイント	全て 35 ポイント 以下	「意識・実態調査」による
		子育ての共同分担について理想と現実のギャップ	45.9 ポイント		
介護の共同分担について理想と現実のギャップ	48.5 ポイント				
【Ⅲ】	9 意思決定への男女共同参画の推進	各種審議会等への女性の登用率	26.6%	35%以上	実績値(市資料)による
	10 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	避難所等における女性スタッフの割合	19.3%	30%以上	実績値(市資料)による
【Ⅳ】	12 推進体制の整備	鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の女性の登用率	14.3%	20%以上	実績値(市資料)による
		本計画(「このす男女共同参画プラン」)の認知度	26.7%	40%以上	「意識・実態調査」による

このす男女共同参画プラン 概要版

発行：鴻巣市総務部やさしさ支援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL：048-541-1321(代表) FAX：048-577-8466

E-mail：yasasisa@city.kounosu.saitama.jp